

再処理事業所再処理施設における使用済燃料によって汚染された物の取扱いについて（仮置き廃棄物収納作業終了報告）（概要）

1. はじめに

- 「再処理事業所再処理施設における使用済燃料によって汚染された物の取扱いについて（報告）」（平成21年9月7日付け）にて報告した改善策のうち、使用済燃料受入れ・貯蔵施設内に仮置きされていた約8,100本相当の使用済燃料によって汚染された物を容器に収納する作業が終了した。
- 容器への収納作業に係る作業実績等及び使用済燃料によって汚染された物に係る今後の計画について取り纏めた。
- なお、比較的線量の高い物については、別途「再処理事業所再処理施設における使用済燃料によって汚染された物の取扱いに係る保安規定違反について（指示）」（平成22年3月29日付け）の指示文書に対する報告として取り纏め平成22年4月9日に報告した。

2. 「保管廃棄能力向上等の改善策が確保されるまでの処置」に係る作業

- 作業実績等
 - ・使用済燃料によって汚染された物（以下「仮置き廃棄物」）の容器への収納作業を3月30日に終了した。
 - ・収納した容器は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋（以下「FA建屋」）及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋（以下「FB建屋」）内に仮置きするか、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋（以下「FD建屋」）に貯蔵した。
 - ・また、仮置き廃棄物のうち、アクティブ試験に関連する廃棄物は、容器に封入し低レベル廃棄物処理建屋等に搬出した。FD建屋に貯蔵しているアクティブ試験に関連する廃棄物についても、同様に低レベル廃棄物処理建屋等に搬出する。

- 仮置き廃棄物の収納作業終了時点（3月30日）での状況
 - ・減容作業等により、FD建屋に新たに約550本の空き容量を確保した。
 - ・FA建屋・FB建屋内に約2,820本を仮置きした。
 - ・アクティブ試験関連廃棄物として、低レベル廃棄物処理建屋等に搬出した廃棄物は約27,750袋であった。

3. 廃棄物発生量低減対策

- 9月7日報告した廃棄物発生量低減対策に対するこれまでの実績評価を以下に示す。
 - ・平成21年の10、11月において、管理区域養生シートの再利用及びゴム手袋の再利用により、補充数量がいずれも前年同月比で約23%低減された。
 - ・作業環境改善、設備の定期保守、設備の機能維持等に必要工事以外で、計画していた2件の工事を延期した。これにより、約30本の廃棄物発生低減が図られた。

4. 今後の計画

- 仮置き廃棄物収納作業関連
 - ・仮置き廃棄物に係る作業を行うため一時管理区域に移動した約1,710本の廃棄物をF

D建屋に戻す。

- ・FD建屋に貯蔵している減容可能な廃棄物約6,610本について減容を行い、約1,650本の空きスペースを確保する。
- ・減容作業及び一時管理区域からの廃棄物戻しを行った後のFD建屋内貯蔵数量は、FD建屋の貯蔵容量13,500本に対し約670本の空きスペースと推定される。

○廃棄物低減対策関連

- ・廃棄物低減対策を継続して実施することにより、昨年9月からの1年間の廃棄物発生量が9月7日報告で示した約1,100本程度に対し約980本程度となり、目標数量より低く抑えることができる見込みである。

○今後発生する廃棄物量と貯蔵可能量等

- ・今後も日常点検などの定常作業、廃棄物の減容作業、F施設内にある比較的線量の高い廃棄物の収納作業等により廃棄物が発生する。
- ・上記に示す今後発生する廃棄物は、本来FD建屋に貯蔵されるべきものであるが、比較的線量の高い廃棄物及び今後発生する廃棄物を貯蔵するために必要な通路の確保等を考慮すると、FD建屋の貯蔵能力は期待できない。
- ・このため、F施設において今後発生する廃棄物については、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の先行使用が開始されるか、または再処理設備本体等がしゅん工するまでの間、FA、FB建屋に容器に収納した状態で仮置きする。

以上



凡例：
 : 収納作業前
 : 収納作業後